

鳥取縣公報

規 則

鳥取縣規則第九号

毒物及び劇物取締法施行細則を次のように定める。

昭和二十六年三月六日

鳥取縣知事 西、尾、愛、治

毒物及び劇物取締法施行細則

(申請及び届出)

第一條 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号、以下法という。)毒物劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)及びこの規則の規定により知事を経て厚生大臣に出す申請書及び届書は正副二通を知事に出す申請書及び届書は一通を、製造所、営業所又は店舗の所在地若しくは住所を所管する保健所長を経て出さなければならない。

昭和二十六年三月六日
火 曜 日
第二千八百八十九号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

(毒物劇物取扱者試験)

第二條 法第八條第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験(以下試験という)を受けようとする者は、別記第一号様式による受験申請書に試験手数料及び左の各号に掲げる書類を添えて知事に出さなければならない。

一、履歴書

二、戸籍抄本

三、寫眞(申請前六箇月以内に脱帽で上半身を撮影した手札形の台紙のないもの。)(二葉

(合格証の交付等)

第三條 試験に合格した者は告示し別記第二号様式の合格証を交付する。

(標札の揭示)

第四條 毒物劇物営業者は、別記第三号様式の標札を店

頭その他見易い場所に掲げなければならない。

(手数料の納付)

第五條 法第二十三條の規定により、左の各号に掲げる者は申請書にそえて、それ／＼当該各号に定める手数料を現金をもつて縣に納付しなければならない。

- 一、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を申請する者 五百円
- 二、毒物又は劇物の販売業の登録を申請する者 五百円
- 三、第一号の登録の更新を申請する者 百五十円
- 四、第二号の登録の更新を申請する者 二百円
- 五、毒物劇物取扱者試験を受けようとする者 五百円
- 六、第一号の登録の変更を申請する者 百円
- 七、第二号の登録の変更を申請する者 百円

前項の規定により納付した手数料はいかなる理由があつても返還しない。

第六條 前條第一項第一号、第三号及び第六号に掲げる者は当該各号に定める額と同額の収入印紙を申請書の正本にもよう付しなければならない。

附則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十五年十二月二十八日から適用する。

毒物劇物營業取締法施行細則(昭和二十二年鳥取縣規則第六十二号)は廃止する。

別記第一号様式

毒物劇物取扱者試験申請書

毒物及び劇物取締法第八條第一項第三号の規定による毒物劇物取扱者試験を受けたいので履歴書、戸籍抄本及び寫眞を添えて申請します。

年 月 日 氏 名 印

鳥取縣知事 氏 名 殿

本籍
住所
氏名
生年月日
試験の種類

備考

- 試験の種類欄には、農業上必要な毒物及び劇物についてのみ取扱者試験を受けようとする者は「農業用」その他の者は「一般」と記載すること。
- 使用する用紙は折上り日本標準規格B5(縦二五七ミリ、横一八二ミリ)を用い、墨又はインクで記載すること。

別記第二号様式

第 号 試験合格証

寫眞 氏 名 年 月 日生

右は 年 月鳥取縣において施行した(農業用)毒物劇物取扱者試験に合格したことを証する。

年 月 日 鳥取縣知事 氏 名 印

別記第三号様式

毒物劇物製造業(輸入業、販売業)氏 名

(縦六〇〇ミリ横一五〇ミリ)

告示

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣告示第九十九号

岩美郡大岩村岩本耕地整理共同施行地区の換地処分については昭和二十六年三月二日認可した。

昭和二十六年三月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第十号

政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定により提出された報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十六年三月六日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

一、種 類 政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定による報告書

二、期 間 自昭和二十五年九月十一日 至昭和二十五年十二月三十一日

三、報告書の要旨

政党協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	額	件	額	件	額	件	額	件	額	件	額	件	
因幡地区自由労働組合	30,500.00	1					16,000.00	1					昭和二六、九
救国青年連盟鳥取縣本部		1						1					同 一、一七
鳥取縣医政連盟		1						1					同 一、一七

00313

00312

鳥取縣海外残留同胞引揚促進同盟	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	額	件	額	件	額	件	額	件	額	件	額	件	
鳥取縣海外残留同胞引揚促進同盟	35,176.00	1					24,500.00	6	12,000.00	1			同 一、二二
鳥取縣中部労働組合協議会		1						1					同 一、二二
鳥取縣農業者團體協議会		1						1					同 一、二二
日本共産党鳥取縣委員会	10,963.00	1					15,806.00	3	11,000.00	1			同 一、二六
鳥取縣因幡地区委員会	33,070.00	1					33,326.00	5	27,125.00	1			同 一、二〇
鳥取縣東伯地区委員会	39,655.00	1					39,000.00	3	39,000.00	1			同 一、二二
鳥取縣西地区委員会	6,000.00	1					7,000.00	2	6,000.00	1			同 一、九
同鳥取縣東伯地区西郷細胞		1						1					同 一、三〇
同 東伯地区中配細胞		1						1					同 一、二四
同 箕蚊屋細胞郡委員会		1						1					同 一、二二
同 縣 村 細 胞		1						1					同 一、二二
同 東伯郡赤碓区細胞		1						1					同 一、二三
同鳥取縣因幡地区安部細胞	1,200.00	1					3,000.00	1					同 一、一八
日本社会党鳥取縣支部連合会	19,000.00	1					15,326.00	4	14,000.00	1			同 一、一六

2	日本共産党鳥取縣委員會	一、〇〇〇、〇〇〇	三	人件費
3	日本共産党鳥取縣因幡地区委員會	一五、一二五、〇〇〇	四	人件費
4	日本共産党鳥取縣東伯地区委員會	二、〇〇〇、〇〇〇	一	借入金返済
5	日本共産党鳥取縣西伯地区委員會	六、〇〇〇、〇〇〇	二	人件費
6	日本共産党鳥取縣支部連合會	二、〇〇〇、〇〇〇	一	人件費
7	日本共産党鳥取縣東伯地区委員會	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一	家賃
8	日本共産党鳥取縣支部連合會鳥取支部	一、七五九、〇〇〇	一	宿泊費
9	自由党鳥取縣支部	一、〇〇〇、〇〇〇	一	懇談會費
10	自由党鳥取縣支部因幡部會	一、〇〇〇、〇〇〇	一	人件費
11	自由党鳥取縣支部中部會	二九、〇〇〇、〇〇〇	二	縣連費
12	同 和 會	一、一〇〇、〇〇〇	一	人件費

昭和二十六年三月六日印刷
昭和二十六年三月六日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

印刷

鳥取縣鳥取市東町取縣印刷所
鳥取縣鳥取市東町取縣印刷所
鳥取縣鳥取市東町取縣印刷所